

4 介護保険料の設定

介護給付費等の見込み

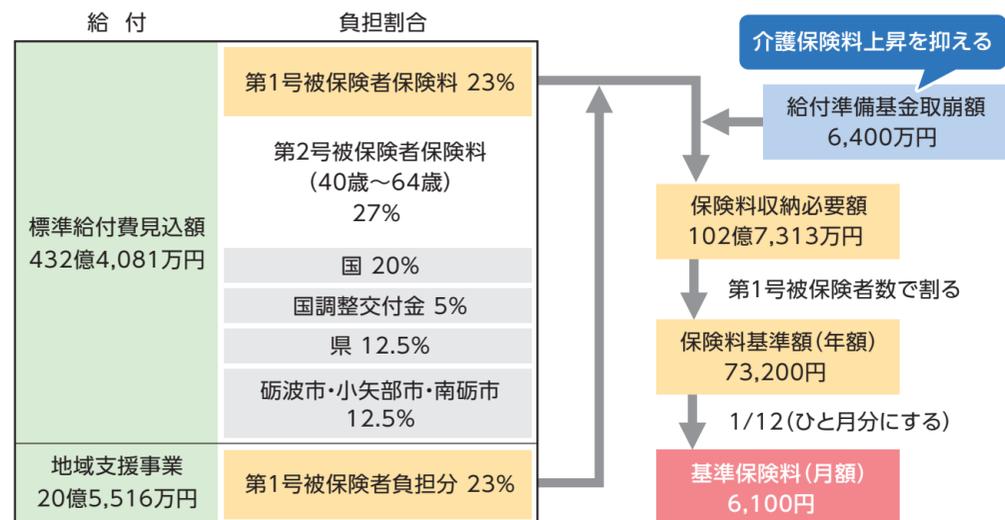
(単位：千円)

区分	第9期				令和12年度	令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計		
総給付費	13,755,022	13,841,545	13,958,147	41,554,714	14,382,516	15,930,020
特定入所者介護サービス費等給付額	277,214	279,279	282,536	839,029	291,417	316,568
高額介護サービス費等給付額	240,446	242,271	245,096	727,813	252,376	274,158
高額医療合算介護サービス費等給付額	26,225	26,386	26,694	79,305	27,957	30,370
審査支払手数料	13,210	13,291	13,446	39,947	14,083	15,298
小計(標準給付費見込額)	14,312,117	14,402,772	14,525,919	43,240,808	14,968,349	16,566,414
介護予防・日常生活支援総合事業費	403,747	412,347	422,041	1,238,135	378,222	341,693
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	229,236	231,528	233,843	694,607	220,857	211,875
包括的支援事業(社会保障充実分)	36,007	40,609	45,799	122,415	31,927	31,927
小計(地域支援事業費)	668,990	684,484	701,683	2,055,157	631,006	585,495
計	14,981,107	15,087,256	15,227,602	45,295,965	15,599,355	17,151,909

第1号被保険者(65歳以上)の保険料算定の仕組み

標準給付費見込額(介護保険に必要な額)の23%と地域支援事業の23%については、保険料で賄うことになっています。第9期では、介護保険料の上昇を抑えるために、給付準備基金取崩額の6,400万円を投入し、第1号被保険者の負担総額は102億7,313万円となります。

この負担総額を、期間中の延べ第1号被保険者数で割り、さらにひと月分にするため12で割ることにより、第9期の保険料基準額が、月額6,100円となります。



介護保険料基準額(月額)の状況

区分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
砺波地方介護保険組合	2,800円	3,500円	3,700円	4,200円	5,080円	5,780円	5,980円	6,100円	6,100円
県内平均	2,923円	3,810円	4,392円	4,520円	5,427円	5,851円	5,929円	6,112円	6,327円
県内最低	2,755円	3,275円	3,700円	3,900円	4,800円	5,490円	5,576円	5,578円	5,600円
県内最高	3,233円	4,092円	4,970円	4,800円	5,980円	6,300円	6,300円	6,571円	6,600円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円	—

第1号被保険者の保険料段階の設定

国は、第1号被保険者の保険料について、被保険者間での所得再配分機能を強化することで、低所得者の保険料の抑制を図ることを目的として、第9期計画から13段階の保険料を設定しました。砺波地方介護保険組合においても、第9期計画から区分を13段階とします。

区分	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者 本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	軽減後 基準額×0.285 (基準額×0.455)	20,900円 (33,300円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	軽減後 基準額×0.35 (基準額×0.55)	25,700円 (40,200円)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円を超える方	軽減後 基準額×0.65 (基準額×0.655)	47,600円 (47,900円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がおり本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	65,800円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がおり本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	73,200円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	87,800円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	95,100円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	109,800円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	124,400円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	139,000円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	153,700円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	168,300円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	175,600円

第9期 砺波地方 介護保険 事業計画

令和6年度～令和8年度

概要版

計画策定の背景と目的

介護保険制度施行時(平成12年)に約901万人であった75歳以上の高齢者(後期高齢者)は増加し続けており、令和5年9月には初めて2,000万人を超え、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年(2025年)には2,180万人を超える見込みとなっています。

また、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加、少子化・核家族化等による在宅介護の担い手不足等、介護保険制度創設時には想定していなかったペースで介護を取り巻く情勢が変容しており、制度が目指す「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」を実現するため、介護サービス需要に対するサービス・人的基盤整備の確保が急務となっています。

令和2年1月に、国内初の感染者が確認されて以来、新型コロナウイルス感染症の蔓延により一時は停滞したものの、砺波地方介護保険組合管内では、これまでの介護予防を重視した予防給付や地域支援事業に加え、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設、居住系サービスの充実といった新たなサービス体系の確立を図ってまいりました。

これらのことをより推進するため、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年、85歳以上人口が急増し現役世代が急減する令和22年を見据え、介護保険事業の基本理念を示して重点目標を定め、必要な施策及び取組を総合的かつ体系的に推進するため「第9期砺波地方介護保険事業計画」を策定するものです。

介護保険についてのお問い合わせ

砺波地方介護保険組合

〒939-1392 砺波市栄町7番3号

電話 0763-34-8333 FAX 0763-34-8334

又は

砺波市
小矢部市
南砺市

高齢介護課
健康福祉課
地域包括ケア課

1 計画期間

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、3年を1期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するための計画です。

計画期間：令和6年度から令和8年度まで

令和10年度までの見通し

令和22年度までの長期展望



令和7年(2025年)団塊の世代が75歳に

令和22年(2040年)団塊ジュニア世代が65歳に

2 重点目標

本計画は、国の施策動向等を踏まえながら、第9期計画では、基本テーマ及び8つの重点目標を掲げることとします。

重点目標1 介護予防・健康づくりと社会参加の促進

高齢者が自立的・自発的に地域活動に参画できるよう、社会参画を促進するとともに、豊富な知識や経験を生かすことのできる地域環境づくりを推進します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を目指します。

重点目標2 自立支援・介護予防・重度化防止の取組

地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発や住民主体の介護予防の通いの場を充実し、保健師等の幅広い専門職との連携及び地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の連携による取組の推進を図ります。

重点目標3 適切な介護サービスの提供

介護サービスの適正な量的確保に努め、人材の確保や資質の向上を図るとともに、介護ロボットやICT等の活用による介護現場の生産性向上に向けた取組を促進します。さらに、介護給付の適正化を図り、介護保険事業の持続的な運営に努めます。

重点目標4 災害時や感染症に対する備え

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から介護事業所等と連携し、災害や感染症に対する備えについて定期的に確認するとともに、関係機関等と連携を図ります。

重点目標5 地域包括ケア体制の推進

2040年を見据えた地域包括ケア体制を充実させるため、人材の確保や現場の生産性向上に努めるほか、地域ケア会議等を活用して、地域ネットワークの構築を推進します。

重点目標6 認知症施策の推進

認知症の初期段階からの、相談支援体制の充実を図ります。また、理解を深めるための普及・啓発や当事者視点の反映など認知症の人やその家族への支援を推進するとともに、様々な分野と連携し、若年性認知症の人も含めた総合的な認知症施策を推進します。

重点目標7 医療・介護・福祉の連携

包括的かつ継続的な在宅医療と介護・福祉サービスを一体的に提供できるよう、医師会等の関係部局と連携し、総合的に人材の育成・配置を促進します。

重点目標8 日常生活を支援する体制の基盤整備

生活支援が必要な高齢者が、安心して在宅生活を継続できるよう、生活支援コーディネーターや協議体等により、地域における課題や資源の把握を行い、日常生活を支援する体制整備を推進します。

計画体系図

基本テーマ

高齢者が住み慣れた地域で、その一員として尊重され
生きがいを持って暮らし続けられるまちづくり

基本理念

1 健康
健康で元気な高齢者への支援

2 自立支援・介護予防・重度化防止
高齢者の尊厳を保ち、自立支援や介護予防、要介護状態の重度化防止に向けた取組の推進

3 サービスの充実
効果的かつ効率的な在宅介護・施設サービスが提供できる体制の構築

4 安心
高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

重点目標

(1) 介護予防・健康づくりと社会参加の促進

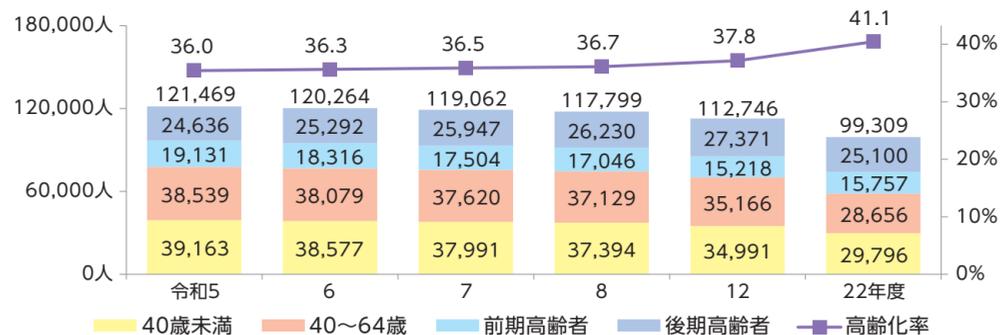
(2) 自立支援・介護予防・重度化防止の取組

(3) 適切な介護サービスの提供
(4) 災害時や感染症に対する備え

(5) 地域包括ケア体制の推進
(6) 認知症施策の推進
(7) 医療・介護・福祉の連携
(8) 日常生活を支援する体制の基盤整備

3 高齢者の状況と日常生活圏域

将来人口の推計結果



出典：地域包括ケア「見える化」システム

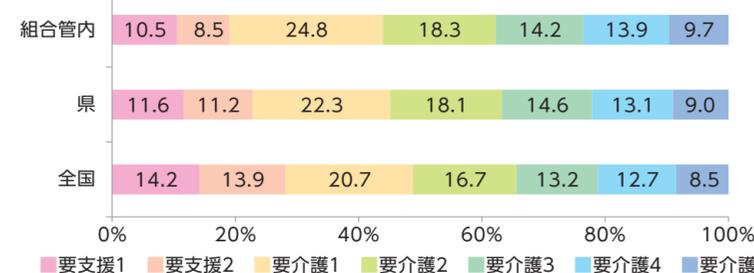
令和6年度以降の人口の推計値をみると、総人口は減少し、高齢者人口も減少に転じます。しかし、64歳以下の人口減少の方が大きいと見込まれています。

前期高齢者・後期高齢者数の推移



前期高齢者数は、令和4年以降は、減少に転じましたが、後期高齢者数は増加し続けています。

要介護度別構成比



要介護度別の構成比を国や県と比較すると、管内の要支援認定者の割合は低く、要介護認定者の割合は高くなっています。

出典：介護保険事業報告月報(令和5年9月分)

日常生活圏域

管内において、地理的条件、人口、交通事情等を考慮し、身近な地域で生活を継続するという「日常生活圏域」の考えに基づいて、13圏域(第6期計画にて設定)を定め、必要なサービス提供基盤の整備に努めています。

市	圏域	構成	総人口	高齢者人口	高齢化率	認定率
砺波市	北部	鷹栖、若林、林、高波	9,273	2,767	29.8%	16.2%
	南部	出町、中野、五鹿屋、東野尻、	14,673	3,921	26.7%	19.4%
	東部	庄下、油田、南般若、柳瀬、太田	13,423	3,647	27.2%	17.9%
	庄東	般若、東般若、栴檀野、栴檀山	4,363	1,812	41.5%	19.8%
	庄川	東山見、青島、雄神、種田	5,359	2,164	40.4%	15.4%
	計		47,091	14,311	30.4%	17.8%
小矢部市	北部	石動町部、南谷、子撫、宮島	7,817	3,419	43.7%	22.9%
	中部	荒川、正得、松沢、若林、埴生	11,899	3,819	32.1%	19.0%
	南部	北蟹谷、津沢、水島、藪波、東蟹谷	8,713	3,420	39.3%	17.7%
	計		28,429	10,658	37.5%	19.8%
南砺市	北部	旧福野町	12,982	4,424	34.1%	17.9%
	東部	旧井波町、旧井口村	8,825	3,665	41.5%	19.4%
	南部	旧城端町	7,690	3,326	43.3%	18.8%
	西部	旧福光町	15,794	6,345	40.2%	18.1%
	五箇山	旧平村、旧上平村、旧利賀村	1,835	853	46.5%	20.9%
	計		47,126	18,613	39.5%	18.5%
合計			122,646	43,582	35.5%	18.6%

令和5年9月末現在